



大津市公報

平成28年12月22日
号外(第77号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 企業局管理規程

20 大津市ガス託送供給に関する規程の一部改正…………… 1

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第20号

大津市ガス託送供給に関する規程(平成16年企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第1条中「、別に定めがあるもののほか」を削り、「。以下「条例」という。)第24条の2」を「)第24条」に、「第2条第12項」を「第2条第4項」に改める。

第2条中第3号から第6号までを削り、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 託送供給依頼者 託送供給によるガスの供給を受けるため、本市と託送供給に係る契約(以下単に「契約」という。)を締結する者をいう。
- (2) 受入地点 本市が託送供給依頼者から導管により受け入れるガスの受渡地点をいう。
- (3) 払出地点 本市が託送供給依頼者に対して導管により払い出すガスの受渡地点をいう。

第3条第1号を削り、同条第2号中「満たし」の次に「、かつ」を加え、「及び本市の双方」を削り、同号イ中「うえ」を「上」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「し、かつ、本市においても必要な設備の遠隔制御を可能と」を削り、同号を同条第3号とする。

第7条中「(附帯サービスに係るもの含む。)」を削る。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 契約期間が満了する日までに当該契約を解除したとき。
- (2) 託送供給に係る料金の算定期間における払出ガス量の最大値が、契約で定める払出ガス量の最大値の105パーセントに相当する値を上回ったとき。
- (3) 実際に年間に託送供給を行ったガスの量が、契約で定める供給予定量に満たないとき。

本則に次の1条を加える。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、託送供給に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年12月22日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の大津市ガス託送供給に関する規程の規定に基づく託送供給に係る適用の申出、契約の締結その他の必要な行為は、この規程の施行前においても行うことができる。